

会計情報システムと倫理に関する一考察

ーオートポイエーシスの観点よりー

荒井 義 則

要旨

本稿ではオートポイエーシスの倫理の観点から会計情報システムの倫理を考える。会計的側面と情報システムの側面に分けて各々考察の対象とする。

キーワード：会計情報システム、オートポイエーシス、倫理

1. はじめに

本稿では会計情報システムの倫理について考察する。会計に関する倫理¹⁾や情報に関する倫理²⁾はすでに研究されているが、ここでは会計を情報システム化した会計情報システムに関する倫理を考察する。会計情報システムがオートポイエーシスであることはすでに示しているが³⁾、本稿では山下が提唱したオートポイエーシスの倫理⁴⁾の観点から解析する。

2. オートポイエーシス

ここでは後の議論のためオートポイエーシスを概観しておく⁵⁾⁻¹¹⁾。

オートポイエーシスはマトウラーナとヴァレラが「生命システム」を説明するために提唱した理論であるが⁵⁾、ルーマンにより社会学に適用され¹²⁾、さらに法学¹³⁾、精神医学¹⁴⁾、教育¹⁵⁾、倫理学⁴⁾などさまざまな分野に適用されてきた。しかしながら、オートポイエーシスの定義は研究者により微妙に異なっている。

マトウラーナとヴァレラの定義は

オートポイエティック・マシンとは、構成素が構成素を産出するという産出過程のネットワークとして、有機的に構成された機械である。このとき構成素は、次のような特徴を持つ。(i) 変換と相互作用を通じて、自己を産出するプロセスのネットワークを、絶えず再生産し実現する。(ii) ネットワークを空間に具体的な単位として構成し、またその空間内において構成素は、ネットワークが実現する位相的領域を特定することによって自らが存在する。

であり¹⁶⁾、ルーマンの定義は

オートポイエーシス・システムとは、その構成のみならず、システムがそれからなる構成素をも、まさにこの構成素自身のネットワークにおいて産出するシステムである。

である¹⁷⁾。また、河本の定義は

オートポイエーシス・システムとは、反復的に要素を産出するという産出(変

形および破壊)過程のネットワークとして、有機的に構成(単体として規定)されたシステムである。(i)反復的に産出された要素が変換と相互作用を通じて、要素そのものを産出するプロセス(関係)のネットワークをさらに作動させたとき、この要素をシステムの構成素という。構成素はシステムをさらに作動させることによって、システムの構成素であり、システムの作動をつうじてシステムの要素の範囲が定まる。(ii)構成素の系列が、産出的作動と構成素間の運動や物性をつうじて閉域をなしたとき、そのことによってネットワーク(システム)は具体的単位体となり、固有領域を形成し位相化する。このときに連続的に形成される閉域(Selbst)によって張り出された空間が、システムの位相空間であり、システムにとっての空間である。

である¹⁸⁾。

山下はこれらの定義を比較検討し、以下のようオートポイエーシス・システムを定義している¹⁹⁾。

オートポイエーシス・システムとは、産出物による作動基礎づけ関係によって連鎖する産出プロセスのネットワーク状連鎖の自己完結的な閉域である。閉域形成に関与する産出物を構成素と呼ぶ。

本稿においては、主として山下の定義を参照してオートポイエーシスを

回帰的な「産出させる働き」の連鎖

と考える。

3. オートポイエーシスの倫理

まずオートポイエーシスの倫理を考える前に、

そもそもオートポイエーシスに倫理が存在するののかという問題が存在する。

オートポイエーシスは作動しながら存在しているだけであるから、「- - - -すべきである」とか「- - - -すべきでない」といった概念は存在しない。また進むべき目標というものも存在しない。また、オートポイエーシスが存続しやすさのあるべき状態と見るのも不可能である。このような状態を観察するのは外部の観察者であり、オートポイエーシスには外部の環境を観察することはできないからである。このように考えてゆくと「オートポイエーシスには倫理は存在しない」と結論付けることも可能であるように思える。

しかしながら山下はオートポイエーシスの唯一の当為として以下の当為を主張した。

オートポイエーシス・システムは、存続している限り、そのオートポイエーシスを維持し存続すべきである²⁰⁾。

この当為をもとにしてオートポイエーシスの規範と当為を以下のようにまとめた²¹⁾。

- ①オートポイエーシス・システムはそれ自身にとってオートポイエーシス・システムを維持し存続すべきである。
- ②オートポイエーシス・システムはみずからのオートポイエーシスの尊重を要求する権利をもつ。
- ③オートポイエーシス・システムはみずからのオートポイエーシスを維持するためなら何をしてよい。それには他のシステムのオートポイエーシスを尊重しないことも含まれる。
- ④オートポイエーシス・システムはみずからのオートポイエーシスを尊重する他のシステムのオートポイエーシスを尊重すべきである。
- ⑤オートポイエーシス・システムはみずからのオートポイエーシスを尊重しな

- い他のシステムのオートポイエーシスを尊重しなくてよい。
- ⑥他のシステムのオートポイエーシスを尊重するシステムのオートポイエーシスは尊重されねばならない。
- ⑦他のシステムのオートポイエーシスを尊重しないシステムのオートポイエーシスは尊重されなくてよい。

これらの当為と規範はすべてのオートポイエーシス・システムに当てはまるが、これらをもとに山下は「道徳」、「善」、「悪」、「良心」を次のように定めている。「道徳的である」とは「自分のオートポイエーシスが尊重される限り、すべてのシステムのオートポイエーシスを尊重すること」と定義できる。「善」は「前述の意味で道徳的であろうとすること」、「悪」は「自分のオートポイエーシスが尊重されているのに、他のシステムのオートポイエーシスを尊重しようとしないうこと」と定義できる。さらに「良心」とは「この道徳的基準にしたがって判断する能力」と定義した²²⁾。

オートポイエーシスの倫理については議論の余地が残されており、山下も「オートポイエーシスの倫理の試論」と述べているが²³⁾、本稿ではここで要約したオートポイエーシスの倫理により会計情報システムの倫理を考察する。

4. 会計情報システム

ここでは、本稿における会計情報システムの概念を提出する。

(1) 会計情報システム概念

本稿で考える会計情報システム概念は以下のとおりである。

1. コンピュータを中心とする情報通信技術をもとにした情報ネットワークであること。

2. 意思決定（戦略的な意思決定も含む）を支援するシステムを含み、意思決定者及び意思決定グループに有用であること。
3. 意思決定者ないし意思決定グループのデータに対応するフィードバック機構をもつこと。
4. 意思決定者ないし意思決定グループも重要な要素の一つであること。
5. システムの運用、保守及び改良を担当するシステム要員や会計経理部門の担当者も重要な要素の一つであること。
6. ハードウェア、ソフトウェアの新しい技術や会計情報システム論および会計学、情報理論、行動科学などの関連諸科学の新しい成果を取り入れることが可能なオープンシステムであること。
7. 集合知・巨大知を取り入れ活用するシステムを含むこと。
8. ハードウェア、ソフトウェアおよび人的資源が有機的に結び付けられていること。

これら8つの特性を会計情報システムの必須の特性と考えているが、特に意思決定者ないし意思決定グループおよびシステム要員や会計経理部門の担当者という人間も含まれている点に注意してもらいたい。

(2) 会計情報システムの機能

本稿で考察する会計情報システムの機能は以下のとおりである。

1. 帳簿作成・管理機能
2. 外部報告機能
3. 内部報告機能

4. 予算編成機能
5. 意思決定(戦略的意思決定も含む)機能
6. 原価管理(原価統制・原価低減・原価企画)機能
7. 環境会計機能
8. 集合知・巨大知解析機能

本稿では会計情報システムに人間も含めているので、意思決定支援機能ではなく意思決定機能となる。環境会計機能、集合知・巨大知解析機能は必ずしも貨幣価値で表された事象を扱うわけではないが、重要な機能なので会計機能の拡大として取り入れた。

(3) 会計情報システムの構造

先進的な会計情報システムの情報処理システムとしての構造は会計情報システムが単独で存在するのではなく、各業務システムから独立した取引入力システムと取引データベースを備え、各業務システムはその取引データベースからデータを取り入れる統合型経営情報システムのサブシステムとして存在しているが、すべての業務システムは会計データの送付や予算の提出・予算の決定とその通達により会計システムに結びついている。すなわち会計システムが会計データと予算などで各システムを一体としてまとめており、このような見方をすれば、統合型経営情報システムは統合型会計情報システムとみなすことができる。

最近では、一般消費者の要求や意見、考え方をインターネット等のネットワークを通じて収集し、集合知として解析することにより企業経営に活用するということが重要視されており、統合型会計情報システムにも集合知の収集・解析能力が求められている。また、外部データベースの活用も必要であり、企業内の統合型会計情報システムは必要時には膨大な数の個人やさまざまな外部データベースに結合されるネットワーク型システムとなっている。さらに、クラウドコンピューティングの発展により、企業内部の

統合型会計情報システムをプライベートクラウドシステムとして再構成し、外部に保存可能なデータなどはパブリッククラウドを活用するという方式が発展しつつある。

本稿で考察する統合型会計情報システムはこのようなシステムを想定している。

5. 会計情報システムの倫理(会計的側面)

ここでは会計情報システムの会計的側面についてオートポイエーシスの倫理の観点から考察する。考察の対象は会計公準、企業会計原則一般原則を中心とし、会計監査にも言及する。

(1) 企業実体の公準

企業実体の公準とは、企業会計は企業それ自体のために存在し、その経済活動を記録し、損益・財政状態を計算するという公準である。出資者や一部の企業構成員のためにあるわけではないということであるが、これはオートポイエーシスの自律性という性質と合致している。他者の目的のために存在するとなれば、自律性が失われ、会計システムはアロポイエーシス・システムになってしまう。企業実体の公準は「オートポイエーシスを維持し存続すべきである」という当為を保証するものである。

また、企業実体の公準は会計の範囲を示していると考えられるので²⁴⁾、会計システムの個性も保障している。すなわち、企業実体の公準はオートポイエーシスとしての会計システムの自律性と個性を保障している。

(2) 会計期間の公準

企業会計は企業は永久的に存続すると仮定しており、そのため一定の期間を区切って損益・財政状態を計算する必要がある。これが会計期間の公準の内容である。

この基準は「オートポイエーシスを維持し存続すべきである」という当為を保証している。

さらに、会計期間の設定は「回帰的な産出させる働きの連鎖」というオートポイエーシスそのものの存在を保証している。

(3) 貨幣評価の公準

会計はすべての事象を貨幣という尺度で換算して記録・計算する。これが貨幣評価の公準の内容であり、これにより集計や比較などが可能となる。

オートポイエーシスでは産出物の中から次の作動を決定する構成素が選択されるが、会計システムでは構成素も含めて産出物はすべて貨幣価値で表される。すなわち、存続に必要な構成素が貨幣価値で表される。したがって、「貨幣で表されること」は「オートポイエーシスを維持し存続すべきである」という当為をささえる重要な公準となっている。

(4) 真実性の原則

真実性の原則は企業会計原則の一般原則の一人で「企業会計は、企業の財政状態及び経営状態に関して、真実な報告を提供するものでなければならない」と定められている。この原則は企業会計原則の中で最も重要な原則である。会計情報を利用するのは企業の利害関係者であるが、利用される会計情報が真実でなければ、利用した結果が誤りとなり重大な悪影響を及ぼす可能性もある。それゆえ真実性の原則は最重要の原則である。

この原則をオートポイエーシスの面から考察すると次のようになる。利害関係者の認識システムは会計システム自身を認識することはできないが、その産出物である帳簿や財務諸表などは認識できる。利害関係者にとっては帳簿や財務諸表が認識できれば十分であるから、会計システムそのものが認識できなくても問題はない。ただ、帳簿や財務諸表の記述が真実でなければ、利害関係者の認識システムというオートポイエーシス・システムを尊重しないことになり、「他のオートポイエーシス・システムを尊重しなければならない」という当為に反することになる。

したがって、真実性の原則は「他のオートポイエーシス・システムを尊重しなければならない」という当為を保障していることになる。

(5) 正規の簿記の原則

正規の簿記の原則は企業会計原則の一般原則の二で「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない」と定められている。

会計システムは「簿記の一巡という働きの連鎖」によってオートポイエーシスを維持しているので、正規の簿記の原則は「オートポイエーシスを維持し存続すべきである」という当為には必須の原則である。

(6) 資本取引と損益取引の区分の原則

資本取引と損益取引の区分の原則は企業会計原則の一般原則の三で「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金を混同してはならない」と定められている。

資本取引と損益取引を区別しなければ、企業の経営成績を適切に把握することはできず、企業の利害関係者に適切な会計情報が提供できない。すなわち、利害関係者の認識システムを尊重することにならず、「他のオートポイエーシス・システムを尊重しなければならない」という当為に反することになる。

また、この原則は企業の財産の保存にも役立っている。配当金として企業外に流出する現金は原則として利益剰余金から出すことになっており、資本剰余金からは出さない（企業内に残る）からである。したがって、この原則は「オートポイエーシスを維持し存続すべきである」という当為を支える重要な原則となっている。

(7) 明瞭性の原則

明瞭性の原則は企業会計原則の一般原則の四で「企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない」と定められている。すなわち

「分かりやすく表示しなければならない」ということである。

この原則は利害関係者の認識システムを分かりやすい表示によって尊重しろということであり、「他のオートポイエーシス・システムを尊重しなければならない。」という当為を保障している。

(8) 継続性の原則

継続性の原則は企業会計原則の一般原則の五で「企業会計は、その処理の原則及び手続きを每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない」と定められている。1つの会計事象について複数の会計処理方法が認められる場合があるが、これは企業の取引は業種、事業内容、企業規模などによってさまざまな取引が存在するので、1つの処理方法だけの適用では取引の内容を会計情報に適切に反映できない可能性が存在するからである。しかし、複数の会計処理方法が認められているからといって、企業が自身の都合に合わせて每期会計処理方法を変更すると、期間的な比較が困難になり、利害関係者の判断に誤りを生じさせる可能性がある。このため継続性の原則が要請されるのである。したがって、この原則は利害関係者の認識システムを判断を誤らせないという意味で尊重していることになり、「他のオートポイエーシス・システムを尊重しなければならない」という当為を保障している。

(9) 保守主義の原則

保守主義の原則は企業会計原則の一般原則の六で「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない」と定められている。これは将来の予測について、企業にとって不利な判断を優先させるという意味である。保守主義を適用した例としては、収益については現実のものとなったときに認識し、費用については確実性を持って予測できたときに認識するというような会計処理方法がある。

この原則は企業の存続（倒産防止）に不可欠であり、「オートポイエーシスを維持し存続すべきである」という当為を支える重要な原則となっている。また、企業の存続は利害関係者にとっても重要であるから、「他のオートポイエーシス・システムを尊重しなければならない」という当為も保障している。

(10) 単一性の原則

単一性の原則は企業会計原則の一般原則の七で「株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表現をゆがめてはならない」と定められている。企業の財務諸表はさまざまな目的に利用され、それに対応して表示の様式に違いが生じることもあるが、示されている会計情報の内容は同一の記録によるものでなければならないということである。

さまざまな目的に影響されて目的別の記録をとることになれば、自律性が失われ、オートポイエーシスが維持できなくなる。したがって、この原則は「オートポイエーシスを維持し存続すべきである」という当為を保障している。

(11) 重要性の原則

重要性の原則は企業会計原則の注解1で「企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の情報に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理と認められる」と定められている。この原則は一般原則には入っていないが、企業会計にとっては一般原則と同様に重要な原則である。

この原則は利害関係者が判断を誤らないよう

に要請されており、利害関係者の認識システムを尊重している。すなわち「他のオートポイエシス・システムを尊重しなければならない」という当為を支える重要な原則となっている。

(12) 会計監査

会計倫理の研究は会計監査人の倫理が中心となっている¹⁾。ここではこの点についてオートポイエシスの観点から考える。

会計監査人といえどもオートポイエシスとしての会計システムを監査することは不可能であるが、その産出物である帳簿・財務諸表などは認識することができ、会計監査は可能である。会計監査は会計オートポイエシス・システムと監査人の認識システムの共鳴と考えられる。監査人の認識システムもオートポイエシス・システムであり、すでに述べたオートポイエシスの当為や道徳は当てはまる。財務諸表を利用する利害関係者の認識システムを尊重するためには監査における不正（粉飾決算など）は存在してはならないが、これは「他のオートポイエシス・システムを尊重しなければならない」という当為が守られればそのような不正が起きないことを意味する。また、監査にさいして不正を強要された場合は、その時点で不正を強要した人の認識システムは利害関係者の認識システムを尊重してないことになるので、「他のシステムのオートポイエシスを尊重しないシステムのオートポイエシスは尊重されなくてよい」という当為により、不正を強要した人の認識システムを尊重する必要はない。不正に負担することはなく、場合によっては告発することもあってよい。すなわちオートポイエシスの当為を守っていれば、不正は存在しないことになる。

6. 会計情報システムの倫理（情報システムの側面）

ここでは会計情報システムの情報システムの側面についてオートポイエシスの倫理の観点

から考察する。会計は情報システム化がかなり早くから進んでいたが、それは情報システム化による利点が大いことによる。この利点についてオートポイエシスの倫理の面から考察する。

(1) 会計における事務処理の合理化

会計は複雑な事務処理が必要となるので、事務処理を自動化したいという要求はコンピュータが現れる以前から存在していた。加算機や簿記会計機などの計算主体の装置が開発され、これを用いた会計処理は機械簿記と呼ばれた。これらの計算用の機械のほかにも記録用としては金銭登録機、タイムレコーダー、流量計などが、分類用としては分類機、キャビネット、ファイル整理棚などが用いられ、複写には感光複写機などが使用された。機械簿記の目的は

1. 人員の削減（事務作業の合理化）
2. 財務報告書の迅速な作成
3. 不正誤謬の防止

であったが、これらの目的はどの時代の会計情報システムも共有している。加算機、簿記会計機はその後、穿孔カード計算機システム（P.C.S.）や電子計算機（E.D.P.S.）に取って代わられることになる。これらの機械（システム）の出現により単なる計算ではなく、情報処理という語句が使用されるようになった。現在の会計情報システムの原型にあたるシステムである。

穿孔カード計算機システムは単機能が集合した機械組織で、情報量の増大により加算機、簿記会計機では処理することが不可能になり会計処理に導入された。記帳だけであれば簿記会計機を使用するほうが容易であるが、穿孔カードは繰り返し使用でき、またカード自体を組み合わせ使用できるなど経営管理には適していた²⁵⁾。

電子計算機は、更なる情報量の増大に穿孔カード計算機システムでは対処できなくなり会計処理に導入されたが、電子計算機の急速な発展も

導入の一因となった。コンピュータを用いた会計情報システムは自己完結型会計情報システム、自動仕訳受入型会計情報システム、業務統合型会計情報システムと急速に発展し²⁶⁾、すでに述べたような統合されたネットワーク型の会計情報システムとなってきた。これらの会計情報システムの発展は会計における事務処理の合理化を急速に進展させ、コンピュータによる会計情報システムは存続し続けている。

オートポイエーシスの唯一の当為は「オートポイエーシス・システムは、存続している限り、そのオートポイエーシスを維持し存続すべきである」であったが、会計情報システムが作り出す「会計における事務処理の合理化」という利点がまさに存続するための大きな要因となっており、唯一の当為を成立させている。

また、企業という組織システム（オートポイエーシス・システム）にとっては存続するための大きな要因となっており、他のオートポイエーシス・システム（企業）を尊重している。一方、企業も会計情報システムの存続を支えており、他のオートポイエーシス・システム（会計情報システム）を尊重している。

（2）誤謬の防止

手作業が中心のときはいたるところで誤謬が生じる可能性があった。機械簿記になって計算のミスは減少し、コンピュータによる会計情報システムになって人による入力ミス以外の誤謬は（ハードウェア・ソフトウェアが正常に働く限り）発生しなくなった。

会計における事務処理においては「正確さ」が何よりも求められる。「誤謬の防止」という利点は「会計における事務処理の合理化」とともに会計情報システムが存続するための大きな要因となっている。すなわち唯一の当為「オートポイエーシス・システムは、存続している限り、そのオートポイエーシスを維持し存続すべきである」を成立させている。

また、「正確さ」は他のオートポイエーシス（企業・利害関係者など）にとっても有用に働

くので、他のオートポイエーシスを尊重していることになる。

（3）決算期間の大幅な短縮

手作業が中心のとき決算は大変な作業であり、決算期間も短くはなかった。コンピュータによる会計情報システムにおいては、大変な作業であることに変わりはないが、決算期間は大幅に短縮された。その結果、四半期決算や迅速な仮決算も可能となった。この利点も会計情報システムを存続させる要因であり、また、企業においても利害関係者にとっても望ましいことであるので、他のオートポイエーシスを尊重していることになる。さらに、決算期間が短く、その結果、財務諸表の公表が早い企業ほど高い評価を与えるというようなこともなされる可能性があり、今後とも決算期間が短縮するような改善がなされ続け、会計情報システムの存続が強化されてゆく。すなわち唯一の当為「オートポイエーシス・システムは、存続している限り、そのオートポイエーシスを維持し存続すべきである」の成立が強化されてゆく。

（4）ネットワーク利用による効率化

現在の会計情報システムでは支店や地方の営業所はネットワークで結ばれている場合が多く、支店や営業所で入力された会計データが本社の会計情報システムで処理されることも可能である。すなわち本社・支社・営業所を単一の会計情報システムで処理することが可能となった。このようなネットワーク型の会計情報システムが存在していないときは、各支社・営業所に会計係を置いておのおの会計の事務処理を行わせたり、あるいは会計データを各支社・営業所でそれぞれまとめておき、ある一定期間ごとに本社に持参し、本社で事務処理を行なわせていた。ネットワーク型の会計情報システムの出現で、このような手間のかかる会計の事務処理は不必要となり、遠隔地の会計処理の効率化が図られた。すなわち、本社・支社・営業所という組織システム（オートポイエーシス・システム）を

尊重しており、その結果、会計情報システムの存続が強化され、唯一の当為「オートポイエーシス・システムは、存続している限り、そのオートポイエーシスを維持し存続すべきである」の成立も強化される。

(5) 情報の多様化・高価値化

ネットワーク型会計情報システムにおいては、インターネット上で企業外部の一般人から有益な情報・知見を多数得られる場合がある（集合知）。リナックスの改良は世界中にいる多数の一般ネットユーザーによりなされ、集合知が活用された好例である。また、インターネットを通じて（有益かどうかは別として）巨大な数の情報が得られる（巨大知）。このように、手作業が中心の時代では考えられなかった多様な情報・知見を得ることができる。

集合知・巨大知の獲得は他のネットユーザー（人の場合は認識システムとして、また企業などの組織の場合は組織システムとしてオートポイエーシス・システムをなす）からインターネットを通じて尊重されたと考えられる。当然このような利点は会計情報システムの存続を強化し、唯一の当為「オートポイエーシス・システムは、存続している限り、そのオートポイエーシスを維持し存続すべきである」の成立を強化する。

一方、えられた膨大なデータを解析し、有用な情報を見出すのも会計情報システムの役割である。膨大なデータを解析するにはコンピュータは必須の道具であり、またデータ・マイニングやテキスト・マイニングというコンピュータを前提とした解析方法も提案され、膨大なデータから有用な情報が取り出せる。手作業が中心の時代では集めることが難しく、また集められたとしても（手作業では）ほとんど解析できない膨大なデータを解析できるようになり、量だけでなく質の面でも高度化している。このような情報の高価値化（同じデータを基にしても手作業で得られない有用な情報が得られる）は企業のみならず、情報の高価値化により生まれたより価値の高い製品やサービスを楽しむことができる

で、消費者にとっても好ましい利点である。すなわち企業や消費者（認識システムとしてオートポイエーシス・システムをなす）を尊重している。当然このような利点は会計情報システムの存続を強化し、唯一の当為「オートポイエーシス・システムは、存続している限り、そのオートポイエーシスを維持し存続すべきである」の成立を強化する。

7. 終わりに

本稿ではオートポイエーシスの唯一の当為「オートポイエーシス・システムは、存続している限り、そのオートポイエーシスを維持し存続すべきである」をもとにオートポイエーシス・システムとしての会計情報システムの倫理を考察した。「オートポイエーシス・システムの倫理」自体が現在発展中の分野であり、今後の研究にゆだねられている部分も少なくない。当然ここで行った会計情報システムの倫理の考察も一試論に過ぎない。今後の「オートポイエーシス・システムの倫理」の研究の進展に伴い、再びその成果をオートポイエーシス・システムとしての会計情報システムに適用し解析していきたい。

注

- 1) 会計に関する倫理については以下を参照。
原田保秀 (2012) 『会計倫理の視座—規範的・教育的・実証的考察』千倉書房、田中恒夫 (2011) 『会計倫理』創成社、ジェームスC. ガー (著) 瀧田輝巳 (訳) (2005) 『会計倫理』同文館出版。
- 2) 情報に関する倫理については以下を参照。
越智貢、土屋俊、水谷雅彦 (編) (2000) 『情報倫理学』ナカニシヤ出版、デボラ G. ジョンソン (著) 水谷雅彦、江口聡 (訳) (2002) 『コンピュータ倫理学』オーム社、西垣通、竹之内禎 (編著訳) (2007) 『情報倫理の思想』NTT出版。
- 3) 拙稿 (2011) 「会計情報システムとオートポイエーシス・ケモトンに関する一考察」『埼

- 玉女子短期大学研究紀要第23号』15頁。
- 4) 山下和也 (2005) 『オートポイエーシスの倫理』近代文芸社。
 - 5) H.R.マトゥラーナ、F.J.ヴァレラ (著) 河本英夫 (訳) (1991) 『オートポイエーシス』国文社。
 - 6) 河本英夫 (1995) 『オートポイエーシス—第三世代システム』青土社。
 - 7) 河本英夫 (2000) 『オートポイエーシスの拡張』青土社。
 - 8) 河本英夫 (2000) 『オートポイエーシス2001』新曜社。
 - 9) 河本英夫 (2002) 『メタモルフォーゼ オートポイエーシスの核心』青土社。
 - 10) 河本英夫 (2006) 『システム現象学 オートポイエーシスの第四領域』新曜社。
 - 11) 山下和也 (2010) 『オートポイエーシス入門』ミネルヴァ書房。
 - 12) ニクラス・ルーマン (著) 佐藤勉 (監訳) (1993-1995) 『社会システム理論 (上・下)』恒星社厚生閣。
 - 13) G.トイプナー (著) 土方透、野崎和義 (訳) (1994) 『オートポイエーシス・システムとしての法』未来社。
 - 14) 河本英夫、L.チオンビ、花村誠一、W.ブランケンブルク (1998) 『精神医学』青土社。
 - 15) 山下和也 (2007) 『オートポイエーシスの教育』近代文芸社。
 - 16) 注5、70頁。
 - 17) Niklas Luhmann, (1997) Die Gesellschaft der Gesellschaft, Frankfurt am Main, p.65.
 - 18) 注7、25頁。
 - 19) 注11、18頁。
 - 20) 注4、91頁。
 - 21) 注4、102頁。
 - 22) 注4、104頁。
 - 23) 注4、220頁。
 - 24) 武田隆二『会計学一般教程 (第7版)』、48頁。
 - 25) 機械簿記や穿孔カードシステムについては以下を参照した。
伏見章 (1966) 『最新機械簿記』中央経済社。
 - 26) 自己完結型会計情報システム、自動仕訳受入型会計情報システム、業務統合型会計情報システムについては以下を参照。
田宮治雄 (1994) 『会計情報システムの機能と構造』中央経済社。